

久喜市立図書館運営審議会条例

平成30年12月25日

条例第38号

(設置)

第1条 久喜市立図書館（以下「図書館」という。）の円滑な運営を図るため、久喜市立図書館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、図書館の運営に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、図書館の運営に関する事項について、教育委員会に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(意見聴取等)

第5条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織と運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(久喜市立図書館協議会条例の廃止)

2 久喜市立図書館協議会条例（平成22年久喜市条例第100号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により委嘱されている久喜市立図書館協議会の委員は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年8月16日までとする。

(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

久喜市立図書館運営審議会規則

平成30年12月25日
教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市立図書館運営審議会条例（平成30年久喜市条例第38号）第6条の規定に基づき、久喜市立図書館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織と運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(久喜市立図書館協議会運営規則の廃止)

2 久喜市立図書館協議会運営規則（平成22年久喜市教育委員会規則第37号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則第2条第1項の規定により定められている久喜市立図書館協議会の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に、第2条第1項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。